すべての食品等事業者さまへ

令和3年6月1日から

食品衛生法が大きく変わります

新しい衛生管理 『HACCP (ハサップ)』 の義務付け

●安全な食品をつくるために、国際標準の衛生管理が義務付けられます。

営業許可業種の見直し

●新しい許可業種の設定、一部の業種で許可が要らなくなるものや取扱範囲の拡大があります

新しい『営業届出』制度スタート(食品衛生責任者の設置の義務付け)

●許可の対象となっていない営業でも、食品衛生責任者を定め、営業の届出が必要となります

自主回収(リコール)報告制度スタート

●食品等の自主回収に着手した場合、回収状況の届出が必要となります。

オンライン手続スタート(許可申請・営業届出・自主回収報告)

●奈良市ホームページ『食品衛生申請等システム』から手続ができるようになります

HACCP(ハサップ)義務化

1 令和3年6月1日から原則、全ての営業者を対象とします

ポイント

2 衛生管理の取り組み方(計画と記録)を義務付けます

自分で衛生管理の**計画**をつくり、実施、**記録**をつけ、保存し、必要に応じて見直します 営業の規模、業種に応じた2つの取り組み方の基準(下表)があります 保健所の立入等により、衛生管理の計画と記録を確認します

3 許可の要不要にかかわらず、原則、食品衛生責任者の設置が必要となります。

HACCPに基づく衛生管理 (国際標準の基準)

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理 (取り組みやすくした基準)

対象 大規模事業者 と畜場 大規模食鳥処理場

対象 小規模な営業者等

- ●食品取扱者50人未満の製造所、加工所等 注) 事務職員等の食品に直接触れない従事者は人数の算定対象に含まれません
- 製造所、加工所に併設又は隣接した店舗での小売を主とする営業 例) 菓子、豆腐、食肉、魚介類等の製造・加工小売等
- 飲食店、喫茶店等の食品を調理する営業 例)パン製造(消費期限5日程度のもの)、そうざい製造、 集団給食施設、調理機能を有する自動販売機を含む
- ●容器包装に入った食品のみを貯蔵、運搬、販売する営業
- ●食品を分割して容器包装に入れ又は包み販売する営業 例)八百屋、米屋、コーヒー量り売り等
- 認定小規模食鳥処理場

HACCP 7 原則に基づき、原材 料や作り方に応じて自ら危害要 因を分析し、計画をつくる

厚生労働省の確認した業種別手引書のひな形を利 用し計画をつくる

手引書ダウンロード 🛶

検索

厚生労働省 HACCP 手引書



法改正にともなう業種別の手続や義務の一覧

を要する 業種

対象業種

いつ、どのように手続をするか

食品衛生責任者

HACCP(ハサップ)

調理業(飲食店等)、製造業(菓子、そうざい

新たに許可対象となる業種を令和3年6月1日より निर्वादिक अधिक विकास

令和3年6月1日から令和6年5月末までに

どのように 新規の許可申請

設置義務あり

※特定の業種では、食品衛生 管理者の設置が必要(この 場合、責任者と兼務可能)

実施義務あり

※令和3年6月1日より前に 営業許可を受けている方 についても、許可の有効 期限に関係なく、令和3年 6月1日から義務化

・改正後は許可が要らなくなる業種

等)、加工をともなう販売業(食肉、魚介類)等

改正後の営業許可業種 32業種

・新たに許可対象となる業種

漬物製造業、食品の小分け業等

食肉、魚介類販売業の一部(包装済みのものを 仕入、そのまま販売するもの)、乳類、氷雪販売業等 ※営業届出の対象へ移行しますが、令和3年6月1日より前 に営業許可を受けている方は、改正後の手続は不要です

会和3年6月1日より前に営業許可を受けている方

次回の許可継続手続のとき いつ

有効期限満了の前に別途ご案内します

※営業許可は許可証の期限まで有効ですが、取り扱える食品等は 改正前の許可の範囲内となります

設置義務あり

※合成樹脂の器具又は容器包 装の製造業は届出の対象で すが、責任者の設置は不要

実施義務あり

届出 を要する 業種

許可対象となっていない原則、全ての販 売業、製造・加工業等

例)食料・飲料販売業(八百屋、米屋等)、許可対象 外の製造・加工業(コーヒー豆、製茶等)、集団 給食施設(調理業務委託なし)等

※旧制度の営業(給食開始)報告書の届出をしている施設 も、新制度による営業届出は必要となります

左記の業種を令和3年6月1日より前にすでに 営みでいる方

令和3年2月15日(予定)から令和3年11月末までに 奈良市ホームページ「食品衛生申請等システム」 からインターネットで届出(無料)してください スマートフォンでも令和3年4月(予定)から届出可能です

奈良市 食品 システム

※インターネットが利用できない方は、保健所まで ご相談ください



設置義務なし

原則、計画不要

※器具又は容器包装の製造 業は、別の規定により製造 管理の実施義務あり (令和2年6月1日施行)

届出不要 業種(1)

- ・食品等の輸入業 ・食品等の貯蔵又は運搬のみをする営業(ただし、冷凍・冷蔵倉庫業は届出対象)
- ・容器包装に入れられ、又は包まれた食品等のうち常温保存可能なものの販売業
- ・合成樹脂以外の原材料が使用された器具又は容器包装の製造業
- ・器具又は容器包装の輸入又は販売業
- ・集団給食施設(調理業務委託なし)(1回の提供食数が20食程度未満のもの)

届出不要 業種(2)

※食品衛生法上の営業 に当たらない業種(届 出·責任者·HACCP 対象外)

農家(生産者)、漁業者等が行う採取業

- ・農家(生産者)が行う未加工の青果物の販売(生産者団体への出荷、直売所、ネット通販等)
- ・農産物の簡易な加工
- 例) 精米・精麦(ただし、業として(他人が生産した玄米を請け負うなど)行う場合は届出対象)
- ・更なる加工のため、製造・加工業者へ販売することが前提の農産物の一次加工(工程中で添加物を使用しないもの) 例) 蜂蜜の採取、荒茶の生産(ただし、製品として自ら販売する場合は届出対象)
- ※詳しくは、奈良市ホームページ「食品衛生法改正について」(採取業の範囲)をご覧ください

食品衛生責任者の資格・要件

- 食品衛生管理者等の資格要件を満たす方
- ■調理師、製菓衛生師、栄養士等の資格をお持ちの方
- 食品衛生責任者養成講習会を受講した方 ※責任者の資格・要件、講習会の受講に関する お問合せ



奈良市 食品衛生責任者



関連情報

HACCP (ハサップ)



食品衛生申請 等システム



法改正全般 許可・届出



問い合わせ

奈良市保健所保健衛生課 TEL 0742 (93) 8395